育成会会則

日本ボーイスカウト東京連盟あすなろ地区

杉並第12団

第１条（名称）

本会は日本ボーイスカウト東京連盟あすなろ地区杉並第12団育成会と称する。

第２条（目的及び事業）

本会は、ボーイスカウト日本連盟教育規程による育成会の精神に準じ、杉並第12団の健全なる育成と発展に協力し、これを支援することを目的とする。

本会はその目的を達成するため、次の事業を行なう。

（1）各隊の訓練、活動に必要な施設や用具を備える。

（2）各隊訓育のための経費を作る。

（3）その他、目的達成のために必要な事業

第３条（事務局）

本会の事務局を育成会役員宅に置くこととする。

第４条（会員）

本会の会員は正会員・特別会員・賛助会員・OB会員をもって組織する。

（1）正会員　杉並第12団に所属する隊員の保護者

（2）特別会員　本会の目的に賛同し、継続して後援する者（個人又は法人）

（3）賛助会員　杉並第12団に所属する団委員及び各隊指導者で、隊員の保護者でない者

（4）OB会員　以前に杉並第12団に所属していたスカウト及びリーダーで、入会を希望する者（いずれはスカウトクラブとして組織する）

第５条（会議）

（1）総会は本会最高の協議機関であり、毎年原則として５月に開催する。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

招集は育成会長がこれを行なう。

（2）総会は出席の正会員と賛助会員、および委任状提出者の合計が、正会員と賛助会員の総数の過半数により成立する。

（3）総会の議決は委任状も含め、正会員・賛助会員の過半数の同意による。

(4) 総会は以下の事項について議決するものとする。

　１．団規約並びに細則の変更

　２．事業報告及び収支決算

　３．事業計画及び収支計画

　４．育成会役員及び団委員の選任

　５．その他の事項

(5) 役員会は総会から総会までの運営機関であり、必要に応じて開催し、第６条に定める役員で構成される。

第６条（役員）

（1）本会に以下の役員を置く。

１．名誉会長 １名　　本会を代表する。

２．会長 １名　　会務を統理し、本会を代表する。

３．会長代行 １名　　会長職務を代行し、副会長が兼務する。

４．副会長 ２名　　会長を補佐する。

５．会計委員 ２名　　本会の経理を担当する。

６．役員　　若干名 　本会の運営を円滑に行ない、団と連絡協議を行なう。

７．監査委員 ２名　　本会の会計監査を行なう。

本会の会長は総会に於いて選任し、監査委員の選出もこれに準ずる。

本会の役員は総会に於いて会員の互選により選任する。

会長代行以下の役員は会長が委嘱する。

（2）役員には会長、会長代行、副会長、他よりなる常任役員と隊員の保護者代表よりなる役員を置く。

（3）会長は必要に応じて役員会を開催することができる。

（4）役員会は会長もしくは会長代行・副会長が議長となり、出席役員の過半数により議決される。

第７条（相談役）

　　　本会に相談役を若干名置くことができる。相談役は会長がこれを委嘱し、本会の目的を達成するための必要事項について、会長の諮問に応ずるものとする。

第８条（役員の任期）

常任役員の任期は２ヶ年、役員の任期は１ヶ年とし、再任、重任を妨げない。

第９条（経費）

（1）本会の事業遂行に要する経費は、会費（正会員・特別会員・賛助会員・OB会員）、寄付金、事業益金、その他の収入をもってこれを支弁する。

（2）本会の会費の額は総会に於いて決定される。

第１０条（入団金）

入団したスカウトの保護者は入団金を納入する。

　　　入団金はその後の上進によって再徴収されることはない。

　　　納入された入団金は、移籍、退団、その他如何なる理由があっても返還しない。

　　　入団金は15,000円とする。

第１１条（育成会費）

(1) 入団したスカウトの保護者は、毎年育成会費を納入する。

　　　　育成会費は基本育成会費と登録料の合計額とする。

(2) 基本育成会費は9,000円とする。

(3) 一家庭のスカウトが複数名の場合、基本育成会費は1名分のみとする。

(4) 年度途中の入団者の基本育成会費は、4～7月は9,000円、8～11月は6,0000円、12月以降は3,000

円とする。

(5) スカウトの登録料は1名につき実費の5,800円とし、指導者の登録料は1名につき9,000円とする。

なお、登録料改定の場合には変更する。

　　　　9月以降に入団の場合、スカウトの登録料は実費の3,150円、指導者の登録料は4,500円とする。

(6) 一家庭にスカウトのほか、リーダー、団委員がいる場合、一家庭の基本育成会費はスカウトの人数にかかわらず0円とし、リーダー、団委員の登録料は1名あたり9,000円とする。

　　なお、一家庭のリーダー、団委員が2名以上で、同居者減免登録をする場合、該当者の登録料は7,800円とする。

(7) スカウトが休隊中の場合、基本育成会費は0円とし、登録料相当分として5,800円納入するものとする。

　　　　年度途中で復隊した場合の基本育成会費は、4～8月は9,000円、9～3月は4,500円とする。

(8) 年度途中で退会した場合等、納入された登録料は返還されない。

基本育成会費は原則として返還されないが、返還要求があった場合は役員会に於いて協議の上、決定する。

第１２条（賛助会費）

賛助会員は、加盟登録費用として毎年賛助会費9,000円を納入する。

賛助会員が一家庭2名以上で、同居者減免登録する場合、該当者の賛助会費は7,800円とする。

年度途中で賛助会員が加入する場合、加盟登録費用として、4～8月は9,000円、9～3月は4,500円を納入する。

第１３条（特別会員）

特別会員は、毎年特別会費を納入する。

特別会費は1口10,000円とする。

第１４条（会計年度）

本会の会計年度は原則として４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わるものとする。

第１５条（慶弔規程）

（1）慶に関して

結婚祝いその他については、その都度役員会で協議する。

（2）弔に関して

死亡の場合は香典を下記の通りとする。

１．各隊のスカウト本人の場合・・・・・・・・１０,０００円

２．各隊のスカウトの両親の場合・・・・・・・１０,０００円

３．各隊のスカウトの同居する家族の場合・・・　５,０００円

４．各隊リーダー本人の場合・・・・・・・・・１０,０００円

５．団・育成会各委員本人の場合・・・・・・・１０,０００円

６．各役員・リーダーの同居する家族の場合・・　５,０００円

（3）病気見舞いに関して

スカウト本人、リーダー本人について

２週間以上入院した場合・・・・・・・・・・ ５,０００円

その他、必要により協議するものとする。

第１６条

本会則に定めなき事項については、役員会にはかり、決することができる。

第１７条

本会則の改正及び廃止は、総会に於いて議決するものとする。

＜附　則＞

本会則は　昭和５５年　４月　１日より施行する

昭和５７年　２月　７日一部改正

昭和５８年　２月　６日一部改正

昭和６２年　２月　１日一部改正

平成　２年　２月　４日一部改正

平成　９年　９月２８日一部改正

平成１７年１０月　９日一部改正

平成２２年１０月　３日一部改正

平成２６年１０月　５日一部改正

平成２７年１０月　４日一部改正

　　　　　　　平成３０年１１日２５日一部改正

令和　２年　６月　６日一部改正

令和　３年　５月１５日一部改正